



Title	近世前期幕府海上御用の実施形態 : 小堀政一と讃岐国塩飽年寄の関係から
Author(s)	糸川, 風太
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2023, 57, p. 1-34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/94903
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近世前期幕府海上御用の実施形態

— 小堀政一と讃岐国塩飽年寄の関係から —

糸川 風太

キーワード…支配／塩飽／御用／年寄／権力

はじめに

本稿は、鉄や鉛の大規模輸送等といった統一権力からの御用に従事した讃岐国塩飽諸島の島民と、同地を支配し、また国奉行・郡代としても活躍した小堀政一との関係を見つつ、塩飽の統治とそれに関連する近世前期の海上御用を検討するものである。

近世前期、江戸幕府が広範な人と物の集荷・分業体制を確立したことが、諸大名に卓越した軍事的・経済的力量をもつ所以となったのは疑いなく、特に高木昭作は、小堀政一等による鉄の集荷をはじめとする国単位の広域的な諸機能⁽¹⁾を明らかにすることで、「国奉行制」論を展開し、国家的支配の様相を論じた。一方で朝尾直弘は小領主支配の克服という中で郡代・国奉行を位置づけ、⁽²⁾藪田貫は地域的管轄を反映する「国奉行」が職務の複雑化・分化に伴い、明

確な職務内容と権限をもった幕府統治機構が整備されるとした。また高木が国家的統治において諸身分を統治・編成する重要な概念として提示したのが、石高（表高）に紐付けられた「国役」であり、以後「役」は支配―被支配を繋ぎ、かつ広域支配を貫徹させる上で基本的な論点となった。特に村田路人は、国役普請制度の検討から、「役」の請負業者である用聞等の役割を明らかにしつつ、広域支配の実現過程を論じた。⁵⁾

本稿はこうした高木の「国奉行制」論や、それに先立った朝尾の論点、また「国奉行制」論の後に批判・発展的に提示された論点に学び、近世前期の「国奉行」等広域支配担当者をめぐる地域的狀況とその変遷、その中で彼らの支配が達成される過程といったことを中心に分析を進める。その中で高木がそもそも「国奉行」に注目した背景に、冒頭に述べた人と物の広範な集中・編成を可能にした幕府権力の特質解明にあったことを踏まえれば、その動員の具体的方法が検討される必要があるが、この点は先述した「役」との関係を中心として進められてきたといつてよい。しかし本稿でとりあげる近世前期の海上御用について前提としなければいけないのは、石高に紐付けられ、その負担が数量的に算出される「役」的なものとは性格が異なる、ということである。本論で詳述するが、塩飽が小堀より命じられた御用は多岐にわたり、船舶・水主の動員も不定期かつ不定期であった。つまり塩飽が御用に従事する根拠は、將軍権力によって島民が島内に知行を得ているという事実「のみ」に基づいており、故にその知行高に応じて「役」が賦課されていたわけではないのである。本論で述べるように、塩飽では一七世紀中期から、負担実数の明示、二重負担の論理、代銀納等が展開しており、御用の構造に大きな断絶がみられる。そこで本稿では後に展開する狭義の「役」負担と区別するため、一七世紀前期の幕府から命じられた業務を広く「御用」と定義づける。ただし当然この「御用」は、各地の大量の物資を中央に輸送・集中させるといった、「国奉行」の職務ひいては幕府権力の確立において不可欠であった。これは機構に先立つ、小堀という個人に依拠した存在によって担われる近世前期広域支配の特質といえ⁶⁾

るもので、それが何故変容を余儀なくされたかという点については、これまで一般的な官僚機構の整備ということ上には、明らかにされてこなかったのではないか。こうした点を踏まえれば、海上御用の構造を検討することは、近世前期幕府広域支配の変容を、在地も含めた当時の社会的状況との関連で明らかにすることにつながるものと考えられる。さて近世の塩飽については、「直属性」と「自治性」の二つの側面から理解されてきた。戦前に塩飽の通史を描いた真木信夫は、織豊期以来、中央権力に組み込まれた塩飽水主が廻船供出・兵糧輸送等の軍役に勤め、江戸幕府成立以降軍事的緊張が治まって後も、城米御用船や長崎奉行護送船の水主として活躍する幕府「直属」の御用船・水主集団として活躍し、その見返りとして本領安堵の朱印状が発給され、塩飽諸島は島民による共同「自治」が展開されていた特殊な地域と位置付けた。⁽⁷⁾五味克夫は島内で発生した騒動等を検討し、島内政治の変遷を見通し、柚木学はこの

御用船的な活躍よりはじまる塩飽廻船の盛衰を、国内市場、特に大坂廻船市場の発展過程と結びつけて論じた。⁽⁹⁾その後、上村雅洋は各湊の入津記録から塩飽廻船の展開・衰退過程を検討の上、一八世紀における塩飽年寄の経済的失策を塩飽廻船市場の動向から見通し、⁽¹⁰⁾古田眞吉は中世来からの塩飽の海運上の位置を整理し、朱印状によって根拠付けられた知行と廻船経営との矛盾を指摘する。⁽¹¹⁾本稿で検討する幕府御用という関係では、人見彰彦が小堀およびその手代との関係で塩飽船の動員を論じ、⁽¹²⁾吉田洋子が大坂船手の職務を分析する中で、長崎奉行渡海の際に、船手の指揮下で水主として従事した塩飽島民に触れ、⁽¹³⁾橋詰茂は江戸・大坂城普請等の石材搬出の折に小堀が塩飽の石材差配を実施していたことを明らかにした。⁽¹⁴⁾

このように塩飽が幕府御用の達成において重要な位置にあったことが明らかにされているが、年表的な事実関係の指摘にとどまる点も多く、どのような指揮系統で御用がなされ、また御用動員の根拠として理解される塩飽への朱印状発給がどのような関係の下で実施されたのか、という点については全く明らかにされていない。以上より、小堀の

指示の下に、朱印状に裏付けられた知行への見返りとして、前述の幕府海上御用が担われていた構造的性質およびその矛盾を検討する。

第一章 塩飽諸島の支配体制

第一節 「人名」制の成立

冒頭に述べたように、塩飽は織豊政権また江戸幕府の御用をながく勤めてきた。このような由緒は塩飽の存立が脅かされ、また同島年寄衆の権力基盤が揺らいでいく一七世紀後半から一八世紀頃になり整理されてくることになる。そのような事情から、塩飽諸島には古代以来の由緒書や一七世紀初期の史料が数多く現存している。本章では先行研究も参照にしつつ、塩飽の概要を述べる。

天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉朱印状により、塩飽諸島一二五〇石を水主六五〇名が安堵され、水主はその見返りとして統一権力からの御用を勤めることが義務づけられた。真木によれば、この水主六五〇名は知行権を持つ当地の「領主」即ち「名」であり、彼らが島を共同で自治する体制を特に「人名」制と呼び、塩飽諸島は藩にも属さず、幕領でもない「人名」六五〇名の共有の領地で、この「人名」共同体は特に「塩飽島中」と表現される。⁽¹⁵⁾しかし幕府からの御用や触の送付は幕府機関により行われる。⁽¹⁶⁾そして本稿の主題である海上御用においては、統一権力より任命された支配権力が差配を担当する。その変遷は表1の通りであるが、彼らは先述の通り年貢収奪を実施する本来的な「領主」ではないため、本稿では史料用語に即して「支配」と呼称する。

このように特徴的な知行形態が何故展開されたか、真木が紹介する寛政二年（一七九〇）三月二五日塩飽年寄宮本

伝太夫より同族宮本安次郎宛書状によれば、「麦高千二百五拾石拜領仕候而六百五拾人は御軍役私壹人として相勤かたき旨」を先祖の宮本伝太夫が支配の寺沢越中守広政に申し上げたためと伝える。¹⁷⁾これは近世後期の書状で、かつ本史料の所在は現在確認できていないので、この記述の妥当性については保留とせざるを得ない。ただ塩飽年寄家は一般的な領主権力とは異り、独力で軍役奉仕が困難な「小身」として位置付けていたことは注目しておきたい。

なお万治二年（一六五九）に年寄宮本家が自家所蔵の古書物を書き上げた目録記録が残る（表3）。これらも大半が現存していないが、作成者・宛所・年月日と簡易な内容が記されており、検討材料としては貴重である。同目録によると天正一五〜一八年段階で塩飽島中諸役免除に関する書状を発給していたのは、前述の寺沢広政である。同人は秀吉の側近である「六人衆」の長老にして、¹⁸⁾方広寺大仏殿造営の材木輸送における船舶差配等を担っていた。¹⁹⁾そして塩飽宛の書状が寺沢忠次郎即ち子の正成となる初見は、朝鮮出兵時の名護屋への船御用に関するものであるから、天正後期に島支配を担当していたのは広政で、後に子の正成が引き継いだとみることができる。

目録記録では、慶長初期に石川紀伊守光元が年寄宮本伝太夫に鯨御用等に関する指示を与えていたようで、後世の塩飽明細書にも歴代の塩飽支配に同人の名が記されている（表1）。彼は「六人衆」石川光重の子、秀吉の馬廻組頭を勤め、後に播磨龍野城主となるが、関ヶ原後失領する。²⁰⁾関ヶ原合戦以前の塩飽は、秀吉側近衆による支配が展開していたとみることができる。

第二節 徳川家康朱印状の発給過程

塩飽に現存する最古の朱印状は慶長五年（一六〇〇）九月二八日発給の家康による朱印状である。この朱印状発給の経緯について、次のような記録がみられる。

【史料1】※（一）内は筆者による

乍恐申傳候覺書

一権現様御朱印頂戴仕候儀者、関ヶ原分大坂江御打入之刻祖父共大津迄罷出、瀬田橋詰ニ而言上仕御跡随ひ申候、

慶長五年九月廿五日ニ大坂西之御丸江御入落被為成候一番ニ奉願上候、為御吉例と御上意ニ而同廿八日ニ

小笠原越中守様御肝煎ニ而本田弥八郎共申候、本田平八郎様共申候御取次を以御朱印頂戴仕候、其節祖父共

辻甚左衛門様と申候御船奉行御下手ニ付、大坂木津川口之御番相勤申候由申傳候御事

史料は貞享元年（一六八四）年寄宮本助之丞と吉田彦右衛門作成による、自身の祖父および父親から伝え聞いた御用記録である。伝聞とはいえ、御用を勤めた当人の生前を知る孫世代作成によるものである。注目したいのは、朱印状獲得における家康取次の動向である。小笠原越中守正吉は、小川雄によれば三河の国人に由緒を持つ幡豆小笠原氏の一族であり、家康が関東に移って後に「船手役」を勤め、海上軍事を掌った奉行人とされる⁽²²⁾。歴代の塩飽支配にその名が記されており、現存する朱印状の発給は同人の名義による。表3によれば慶長前期に塩飽の御用賦課を指示していることがうかがえる。

この小笠原正吉が関ヶ原合戦期において塩飽の支配であったとみてよいが、由緒書にみえる朱印状の発給願や取次においては、本多正信もしくは忠勝が仲介していたことも記されている。寛文五年（一六六五）成立の「御朱印頂戴仕次第」⁽²³⁾には、寺沢正成、小笠原正吉が朱印状願の言上を取り次いだとする。

次に史料中の朱印状発給の折、塩飽年寄宮本伝太夫が大坂木津川口番を勤めた際の指揮官である辻甚左衛門なる人物に注目したい。同人は前節で述べた大仏殿造営における船舶調達への指示を寺沢広政から受けており、全く同文の指示を寺沢家臣高島親蔵にも宛てていることを考えれば、辻は寺沢の家臣であったとみて差し支えないだろう。即ち伝太夫は寺沢軍団内の下で勤務していたということであり、かつての塩飽支配人との関係が維持されていることが由緒

書の限りで確認できる。以上からこの段階では、軍事的御用における年寄との属人的紐帯が強く、そのような関係の下で塩飽人名の共同統治と統一権力の御用賦課の根拠たる朱印状が発給されたことが考えられる。こうした由緒で、塩飽は自身を根拠づけ、同書の提出を受けた幕府権力もその歴史を共有することとなった。この点を踏まえるならば、塩飽の統治と海上御用の関係を論じるにあたって、支配―塩飽年寄の関係こそが核といえよう。

第三節 塩飽の年寄衆

塩飽の水主を取りまとめ、島の行政を実質的に担っていた塩飽年寄衆について概要を述べる。真木によれば、塩飽の政治の最高機関で、「人名」中から選出されるが、家柄・格式を重んじて古くから在地領主的な地位にあり、全島を統治し、時には奉行・代官へ意見を述べる⁽²⁵⁾ことができたとする。

島の年寄衆は近世最初期には真木家、入江家、吉田家、宮本家の四家であった。この内、真木又左衛門は天正後期段階で既に退転していたようであり、同人の名は後世の由緒書等でわずかに確認できる程度である。入江四郎左衛門は後述する史料によれば、慶長一三年（一六〇八）に当時塩飽支配であった小堀政一に背き、島を退転したという。

塩飽年寄を永く務めたのは、吉田家と宮本家である。吉田家は塩飽本島笠島を本拠とし、当主は代々彦右衛門と称した。そして前節の史料にも頻繁に登場する宮本家は、本島泊浦を本拠とし、天正期の当主伝太夫（道意、以後長男伝太夫と区別するため道意と表記）の後、退転した真木家の知行分を支配した長男伝太夫家（後同家は伝右衛門家と改める）、吉田家より入江家知行分を引き継いだ次男助之丞家、父伝太夫の知行分を引き継いだ三男半右衛門家（後同家は伝左衛門家、その後伝太夫家と改める）に分家し、塩飽年寄は吉田家と宮本三家の計四家がそれぞれ担当することとなったとされる。⁽²⁶⁾

第二章 支配小堀と年寄家

第一節 宮本道意による支配との取次と塩飽の知行

前章でみたように塩飽は年寄四家を中心とした島政が展開していた。しかし、この年寄四家体制が先述した真木・入江両家退転後、速やかに再整備されたわけではない。表3をみれば、慶長初期においては入江・宮本・吉田三家に書状が宛てられており、年寄の欠員補充はされていない。四家が連名の宛所となる書状がみられるのは小堀死去後、支配が大坂町奉行・船手となる慶安期をまたねばならない。⁽²⁷⁾

以下、小堀による塩飽支配と年寄との関係について検討を進める。

【史料2】⁽²⁸⁾

覚

- 一 (一) (被指) 儀ハ慶長十三年四郎左衛門遠州様御仕置ヲそむきはしり申、其後十四年之としより四郎左衛門分知行(小堀手代山脇九郎右衛門)山わき九郎右衛門殿より彦右衛門被仰付候、其子細ハ四郎左衛門きも入申分彦右衛門二被(被指)候、先年笠嶋分貳人して仕候ニよつて、只今も彦右衛門(彦右衛門親類吉田茂兵衛)もひやうへ貳人して萬事御公儀つとめ仕来り候、則九郎右衛門殿慶長拾八年まで仕置ヲ被成候、其上四郎左衛門分被下候而明ル年十五年正月御礼道意(塩飽年寄宮本道意)・彦右衛門同前罷登り、(小堀手代深町喜左衛門)深町様道意取合にて申上候処ハ、四郎左衛門きも入分彦右衛門ニ被仰付候ニよつて知行も相添被下候と申上候へハ、随分堪忍仕候而御公儀御役(被指)候へと被仰下候、(塩飽年寄宮本助之丞)只今助尉申候ハ、九郎右衛門殿今御判物不申事(被指)ニ申、四郎左衛門はしり申候而後、九郎右衛門殿今被仰付儀少も其紛無御座候、此上助尉申候ハ、遠州様之御意にて候と申、取上ケ申御意と申さすハ、何れ助尉申斗ニ可被取上候哉、召食候ハ前世之ことく被

仰付候者可忝候、仍為後日如件

寛永八閏十月

吉田彦右衛門

同もひやうへ

上

破損が著しく、文意をつかみかねる箇所もあるが、本史料は年寄吉田彦右衛門と同族茂兵衛による年寄宮本助之丞の恣意に対する小堀への嘆願書という性格をもつ。この点は次節で詳述するとして、ここでは前半部に注目したい。即ち慶長一三年（一六〇八）に退職した入江四郎左衛門知行分の処理に関する内容で、「国奉行」小堀の職務として理解されている領主への知行引き渡しに近い性格のものであろう。⁽²⁹⁾ 翌一四年に小堀の手代山脇九郎右衛門より吉田彦右衛門に仰せ付けられ、それに対応する公儀役を同族茂兵衛とともに勤めてきたという。

そして翌一五年正月、彦右衛門が同じく小堀手代の深町喜左衛門に、入江知行分の引継指示に対する御礼を述べたが、そこに同道し、深町と「取合」ったのが宮本道意であった。これは道意が他の年寄衆と支配の手代衆とを取り次ぐ立場にあったことを示している。表3中に寺沢広政が塩飽年寄中に「御料理」を下すとして、宮本道意を宛所として他年寄の名を書付けるようにとの書状が目録に記されており、早い段階から、道意が支配との間で御用や知行の引き渡しを取り次いでいたと考えられる。こうして吉田彦右衛門は道意の取次で知行を認可され、公儀役を勤めるように指示された。

第二節 宮本助之丞一件にみる支配人と年寄の関係

寛永八年（一六三一）から翌年にかけておこった、宮本道意の次男助之丞による島内の恣意的支配とその反対騒動に関しては、既に多くの研究者に知られた一件であるが、享保期の年寄の財政手腕の失政に関する一件を対象化する

ため、近世初期の年寄による土豪的支配の恣意性という側面を強調するかたちで理解されてる。⁽³²⁾ しかしそもそも同一件について最も詳細な検討を加えている五味克夫は、年寄宮本助之丞の恣意に対する、年寄吉田彦右衛門と塩飽島民の連合的側面を史料的に明らかにしており、⁽³³⁾ 年寄—塩飽島民の対立関係に収斂されない可能性を示している。

さて、寛永初期は年寄宮本家にとつて大きな転換期であった。まず宮本道意の長男伝太夫が寛永三年に死去しており、三男半右衛門も翌四年に死去している。道意自身は寛永四年に逆修塔（生前に建立する墓石）を建立しており、同年には未だ顕在であったことが分かるが、⁽³⁴⁾ 後述するように寛永六年頃から次男助之丞の動きが活発にみられることから、既にこの時期には一線を退いていたとみてよい。

道意の次男助之丞はじめ甚右衛門を名乗り、⁽³⁵⁾ 寛永六年五月に江戸に向かい、朱印状の発給を幕府に申請する。⁽³⁶⁾ この年に支配の小堀は八年ぶりに江戸へ参勤しており、⁽³⁷⁾ 寛文五年「御朱印頂戴仕次第」には、「小堀遠江守殿御取次を以言上仕」とある。⁽³⁸⁾ 朱印状の申請にあたっては支配の取次が不可欠であり、故にその申請時期は支配の江戸参勤時期に規定される。この点は慶安三年（一六五〇）四月に、宮本助之丞と吉田彦右衛門が大坂町奉行曾我古佑の「指図」により家光朱印状の申請を行い、家光の病を理由に却下された事例からもうかがえる。⁽³⁹⁾ 曾我が塩飽支配となつて以降、はじめの江戸参勤がこの時期であり、⁽⁴⁰⁾ そのような事情から家光の最晩年に至るまで、申請が滞らざるを得なかったのである。塩飽の朱印状発給が、前章にみたように他の大名のそれと性格が異なり、特殊な関係の下で展開していたことを示すものである。

こうして江戸で朱印状を申請した助之丞は、翌七年に朱印状と、当時の老中稲葉正勝より次の書状が得られる。

【史料3】⁽⁴¹⁾

今度 御朱印儀、去ル自巳年其方御当地相詰訴訟申上候、乍去御次手等茂無之付而、御取上不被為成候得共、慶

長五年九月廿八日徳川家康権現様御朱印御頂戴仕候次第御扣被為成御覽、御神妙被為思召ニ付而、雖御次手無之、御朱印頂戴被為仰付候、然上者右之條々我等其上 御当家之御吉例与存候条、嶋壺人年寄ニ申付候間、弥以御公儀様御事別而大事ニ可奉存候

寛永七

老中稲葉正勝
稲丹後守

午ノ八月二日

御書判

塩飽嶋

宮本助之丞との

宮本助尉江被遣候趣添書御朱印

写シ

本史料は年寄吉田家に残る写しである。「御次手」の解釈は複数考えられるが、恐らく朱印状発給にあたって、小堀とは別に將軍に取り次ぐ側近という意であろう。いずれにしても今回の申請が幕府にとつては、取り上げるべき正式な手続きに則った案件ではないことは指摘できる。即ち、寛永六年の申請は本来的に認可されるものではなかったが、家康朱印状頂戴の次第を「神妙」として、朱印状が発給されたという。この朱印状は現存しており、大御所秀忠発給のものであることが明らかにされているが、⁽⁴⁾本史料の発給元である稲葉正勝は家光付の老中であり、この点が問題となる。

本史料によればこの度の朱印状発給は、「我等其上 御当家之御吉例」、つまり徳川家は勿論、「我等」稲葉正勝との関係を背景としている。そしてこの文脈の中で「嶋壺人年寄ニ申付候」という、先例にない一人年寄制を認可しているのである。つまり朱印状発給と後に騒動となる助之丞の「恣意」的支配は、この稲葉による指示が発端となっている。

表3をみると、稲葉正勝と（助之丞親道意とみられる）宮本伝太夫との間で、音物のやり取りをしていたことが確認でき、助之丞以前から宮本家との関係がうかがえる。このような背景の下、本来的な手続きではないにも関わらず、朱印状の獲得が宮本家の人脈によって可能となったのである。

こうして助之丞は朱印状の獲得と、一人年寄の根拠を得ることとなり、帰島後、島民に非難される恣意的支配を展開することとなる。その全体的な内容は先述の五味克夫が紹介している。⁽⁴³⁾「塩飽宮本助之丞殿去年江戸ニ而しわくを上様分知行ニ被下候と被申先年ニ相違御仕置迷惑仕候」として、助之丞が独自に島内検地を実施の上、年貢率を定め、また自己の館普請に島民を徴発する等、「先年ハ代官所、今度者助之丞知行ニ被下候」と、史料3を根拠として知行所のごとく島内支配を行っている」と島民は訴える。

【史料4】⁽⁴⁵⁾

今度惣嶋百姓（成損）「上様分御朱印被下忝奉存候處ニ、宮本助尉殿主忝人ニ被仰付候由御申被成、萬事嶋仕置先

年ニ相違めいわく仕候、承候へハ、御（吉田彦右衛門 茂兵衛）両人様も御用之儀被仰候而上方へ御のほり被成候由承候間、乍然

遠州様へ嶋中百姓罷のほり御わひ事申上度候へ共、無調法事可有御座候、夫々乍慮外具ニ被仰、先年のことく被

成被下候者可忝候、もし御公儀へ不被仰上候者、其方様も助尉（吉田彦右衛門 茂兵衛）とのと御いちみ被成候と可存候、萬事か様の御仕

置二てハかんにん不成候故、以御取次を助尉とのへ種々御わひ事申上候へ共一圓御同心無御座候、其上嶋中百姓忝人も不残他国へ成共罷りうせ、又ハ上方へのほり 遠江様へしゆうそ二のほり候とも百姓次第と被仰候、不及是非候、此上ハ其方様頼上申候間、嶋々仕置違候通り具ニ取上被成可被下候、ひとえに奉頼候、為後日如此候、以上

（寛永八年）八月八日

手島百姓中（花押）

（他九村・島百姓中略）

吉田彦右衛門殿

同 茂兵衛殿

助之丞の支配に対し、塩飽島内の一〇村（および島）の百姓中が、年寄吉田彦右衛門と茂兵衛に対して、小堀への嘆願を依頼している。百姓中は今回の嘆願を彦右衛門等が取り上げなければ、助之丞一味とみなすと強い口調で述べる。助之丞の言では、上方へ登り小堀へ「しゅうそ」（愁訴）するのも百姓次第とするなど、史料3に裏付けられた自身の立場に正当性を見出していたといえる。そして年寄彦右衛門等が代表となったのは、島中の百姓がこぞって嘆願すれば不調法になることと、彦右衛門等が御用を仰せられ上方へ登り、小堀に接する機会があるためとしており、ここでも御用を通じた支配―年寄の回路が活用されていることが分かる。

こうして彦右衛門等が上方にて小堀に嘆願した訴状が、前節の史料2である。その主張は慶長期に小堀手代山脇九郎右衛門より認可された入江知行分の引継を、助之丞批判の根本に据えている。一方で助之丞は、この知行分も「取上」というのが小堀の「御意」であると主張する。

この一件にみえる助之丞の行動・主張は、前代から宮本家の申請によって朱印状が獲得できていた連続性に位置づけられる。つまり塩飽の共同知行の根柢が、実は年寄宮本家を核とする幕府権力との人的関係によって担保されていたという矛盾が露呈した一件といえるのである。それ故に塩飽島民は一方の年寄吉田家を立て、そして同家は小堀から自身に与えられた知行の正当性を前面に押し出すことで対抗することになる。この一件は、年寄個人の土豪的支配か島民の共同統治かという点よりは、そうした水主の主張を組み入れつつも、前線では知行と公儀御用を紐帯とする支配―年寄の関係を主軸として争われた。

騒動以降、彦右衛門はこれまで通り年寄を続け、複数年寄制は維持されることとなる一方で、彦右衛門等が主張し

た入江の知行分は結局助之丞に引き渡され、助之丞も年寄としての立場を保持していくこととなる。⁽⁴⁶⁾老中稲葉の指示や小堀自身の「御意」に基づく行動である以上、助之丞を断罪することはできなかつたのではないかと推測する。

第三章 幕府海上御用の実施過程

第一節 小堀―年寄による御用賦課の性格

ここまでは年寄宮本家の近世初期の活動等から、幕府権力中枢にあった塩飽支配と年寄家が御用を通じて人的関係を結んでいたこと、そして塩飽朱印状の発給にもやはり同家の人的関係に規定されていたことと、それを発端とする寛永期の騒動から、島民が宮本家に対抗する手段として、並立する年寄吉田家を代表に立て、同家は支配との関係で得られた知行と公儀御用の論理で主張を展開したことをみた。つまり塩飽共同統治の根柢は、支配と年寄家との関係が主軸に据えられていたことを確認した。ここではこうした朱印状に基づく知行の反対給付として命じられる御用についてみていきたい。上村が前述の助之丞一件を、塩飽廻船の軍事的用役と結びついた年寄の土豪的恣意と表現したように、塩飽の御用と島内統治を一体のものとして位置づけている。⁽⁴⁷⁾

【史料5】⁽⁴⁸⁾

寛永八年十一月日 しわく嶋中加子舟頭分指出書付

(中略)

一 塩飽嶋中へ千弍百五拾石加子・舟頭ニ被下候、右之内三百五拾六石兩年寄衆知行ニ被仕候、内五拾石者浦々定
 使之者ニ給分、残而八百四十四石者加子・舟頭分、此内四百石者 御公儀御役目之懸合ニ可被成ために殿様之

以御意、山わき九郎右衛門代々御中物ト年二大坂々江戸へ廻り申候御材木御役目之時遣可申与数度申上候得共、一圓御同心なく少御出シ候故、不叶異儀加子・舟頭々牛船をうり丁銀拾三貫四百目出シ御役目調申候に、剩算用さへ御きかせなく候、其上今より以後ハ御役目之時も中物一圓出シ申間敷との仰迷惑仕候事（後略）

史料は前章にみた寛永八年（一六三一）助之丞一件における島民訴状の一部である。そこには塩飽朱印高の内四〇〇石が「御公儀御役目之懸合」として小堀が設定し、手代山脇の代から大坂より江戸への材木輸送の時分に遣わすべきものであったとしている。ただしその高は年寄の賛同が得られず、少量のみ供出するため、塩飽水主は牛船を売買して御用に宛てているとしている。史料では年寄の恣意性として非難しているが、塩飽の知行高に対する海上御用の負担が不整合となっている状況が指摘できよう。

ここで塩飽が果たした御用の具体相を確認しておく。

【史料6】⁽⁴⁹⁾

急度申越候、仍備中ニ在之鉄大坂へ相届候用ニ候間、舟之儀申付、於宮之浦ニ西村平太夫・江原新左衛門兩人相渡、舟数手形取可申候、鉄過分ニ可在之候間、舟少ツ、ニ而ハはか行申間敷候間、舟数申付つませ可申候、由断仕間敷候、以上

八月廿八日 遠江（花押）
（小堀致一）

しわく 年寄中

本史料の発給年次は不明であるが、支配小堀時代のもので、同人は高木昭作により所謂「国奉行」として備中の鉄の集荷機能をもっていたことが明らかにされているが、塩飽はまさにその鉄を大坂に輸送する役目を果たしていたことを示している。史料では小堀が塩飽年寄中に指示しており、ここで注目したいのは、「鉄過分ニ可在之候間、舟少ツ、

二而ハはか行申間敷候間、舟数申付つませ可申候」と、具体的船数は年寄の差配に拠っている点である。

【史料7】⁽⁵¹⁾

尚く舟数之義早々大坂へ罷上可得御意候、油断仕ましく候、以上

急度申越候、（松山藩主蒲生忠知）松平中務死去ニ付而伊予之国松山之城御在番之衆被遣ニ付而、大坂より渡海之舟入申候、嶋二有合

之舟拾艘ニても拾五艘ニても、早々大坂へ上せ可申候、其元二舟有合不申候者、年寄共即刻大坂へ罷上、

久貝因幡殿・曾我又左衛門殿・小濱民部殿得御意、大坂にて舟かり候而相立可申候、伊予へ御越之衆来十二・三

日頃大坂へ御着之事情間、致其心得候、早々舟可申付候、油断仕間敷候、以上

（寛永十一年）九月四日 小遠江（花押）（小編敷二）

塩飽嶋

年寄中

寛永十一年（一六三四）松山藩主蒲生忠知死去に際し、在番衆が松山に派遣されるので、小堀が塩飽年寄に「有合」の船を出すこと、それが無い場合は大坂町奉行・船手の指示で大坂にて船を借りること、必要船数は年寄が早々に大坂に罷り上り、指示を受けることとしている。

【史料8】⁽⁵²⁾

一筆令啓達候、然者江戸へ廻申鉛三方貫目塩飽之舟頭共請取舟二積候由申候、就其御扶持方米請取申度候由申候、此以前も御荷物江戸へ積参候刻者上方之御扶持方被下候間、只今も被仰付可被遣候哉、当年者殊外切々舟之義被仰付船頭共迷惑仕候へ共、此度之儀ハ相立かへ、重而御役舟之刻御理申上可遣候由申聞在之候、天氣次第出船可仕候由申候、時分柄飯米ニも手つまり迷惑仕候由申ニ付而如此候、委細此を可申上候、恐惶謹言

(寛永一二年) 霜月廿一日 小堀遠江守^(小堀政一)

〔大坂城代阿部正次〕
阿部備中守様

〔大坂定番堀重頼〕
稲垣撰津守様

〔大坂南奉行惣我吉徳〕
曾我又左衛門様

〔大坂御手小浜光徳〕
小浜民部様

御中

猶々今度与州へ上使衆御越候刻、相立候舟之御扶持方も只今被下候様ニと申候、以上

本史料では、鉛三万貫の江戸輸送を塩飽船が担当したが、その際塩飽が先例のごとく扶持米を受け取りたき旨を主張し、小堀がそれをうけて支給の是非について大坂の幕府機関に伺っている。そして当年は塩飽船の御用が頻繁に仰せ付けられ、船頭共が迷惑し、飯米にも手詰まりしている現状であるという。猶書では史料7の伊与への上使渡海御用についても、扶持米を支給するよう願っている。

塩飽への御用が支配一年寄という系統で指示されていたことは、前章でみた史料4の、年寄吉田家が上方に登り、小堀から島民を代表して御用を仰せつけられると想定されていることからもうかがえる。ところが小堀からの指示の段階では、具体的船数や扶持米支給の是非は定まっておらず、船数は年寄が自身の責任の下、時に大坂の指示を仰ぎながら、島中に申し付ける必要があった。つまり小堀は統一的役体系の下で塩飽に船舶供出を賦課していたわけではなく、必要に応じて年寄を媒介しながら船舶の調達を実施していたのであり、それ故に御用の過重負担が現実の問題となっていた。

やや時期が前後するが、元和四年(一六一八)小堀書状に備中笠岡が知行替となることについて「ふねなども我等つかい候ほとハ蔵しき^(倉敷)ニも在之候事候、其上しわく・小豆嶋・泉州ニもふね在之儀候間、其段も別ニ事をかき

候儀無之候」とあり、小堀は知行地外である塩飽に知行地と同様、自身で活用できる船舶供給地として塩飽を位置づけていた。⁽⁵³⁾ 小堀にしてみれば、御用の大枠を指示すれば、年寄の裁量で船舶や水主が確保できるのであるから、朱印高や島内の生産高といった数量的な実態に基づいて賦課する必要はない。当該期幕府の海上御用が、そもそも島内の実態に基づいたものではない故に、その矛盾が年寄と島民の間に転嫁されたといえ、前章の助之丞一件はそのような意味からも、御用をめぐる支配との構造的な問題も含んでいた。そして小堀が果たした職務が、塩飽においてこのような関係に依存することで達成されていた事実からは、結果として当該期幕府権力の輸送機能が、年寄という在地勢力の「恣意的」支配を前提にしていた側面があったことを示すものであるといえる。

第二節 恒常的な御用の設定

以上に見てきたように、塩飽に賦課された海上御用は必要に応じた不定期なものであり、そのような状況が塩飽にとっては「迷惑」となっていた。

【史料9】⁽⁵⁴⁾

乍恐言上

一 権現様御代ハ備中之國今鉄・御材木荷船ニ而五艘・拾艘宛壹歳ニ一度宛大坂迄積登御役儀仕候、其上石見之國(徳川家康)
 今運上銀登候時(徳川秀忠)も荷船ニ而五艘・七艘ニ積大坂迄御役儀仕候御事

一 大徳院様御代ハ御江戸へ御城瓦御奥之表御材木五年・三年ニ一度宛荷船ニ而五艘・三艘宛之積廻ニ御役儀仕候御事

一 当御代ニハ豊後之国江 御上使一年兩宛御下被成時、小濱民部殿御預り之御早船ニ過分之加子乗組上下役儀仕(大坂船手小浜光隆)

候處ニ当年ハ讃岐之國へ 御上使御下被成候時加子三百人はも小濱殿御預り之御早船ニ乗組上下御用ニ立申候義ニ、小倉迄御上使御下被成候時、加子四拾八人はも小濱殿御預りの早船ニ乗組御役儀仕候、か様二度々御役儀被仰付候へハ、塩飽嶋船頭・加子殊外迷惑仕弥堪忍も不罷成候、左様ニ御座候得者、自然急用之御時御用ニ立不申候へハ私共迷惑ニ可被仰付候間、御役目之儀御江戸ニ而各様御談合被成、嶋ニ似合申候程御きつふ御定被成、小堀遠江殿迄被仰遣被下候者忝可奉存候、則寛永九年今当年迄御役儀仕り、目録指上申候条可然様ニ奉願存候、以上

寛永十八年巳ノ十月十六日 塩飽年寄

宮本助之丞

ひかへ

進上

順齊（勘元頭伊丹謙勝）公様

寛永一八年（一六四一）に至り、前章にみた年寄宮本助之丞は江戸勘定頭伊丹康勝に宛てて、家光期以降の度重なる「役儀」賦課で「迷惑」しているのを、江戸にて談合の上で「嶋ニ似合申候程」の「御きつふ」を定めるように嘆願している。これは当該期まで、塩飽の御用に関する基準が設定されていないことを意味しており、前章で述べた理解を裏付けるものである。そして、かつてその「恣意的」支配を非難された助之丞は、ここで塩飽の利害を代表し、朱印高と役賦課の紐付けを主張している。これまでの検討を踏まえると、本来船舶・水主調達を担っていたのは助之丞等年寄であるから、その過重負担はそのまま年寄への不満に結実するため、このような現実的な調整は自身の立場にとっても重要であったといえる。

また前章でみた老中稲葉との関係のように、宮本家の持つ江戸への回路は、小堀との二者間に留まるのではなく、助之丞が勘定頭にはたらきかけ、江戸の談合を通じて小堀に下達されるようなシステムが想定されていたことは興味深い。小堀自身は本来的に塩飽島民に朱印状を発給し、島内統治を安堵し、また御用賦課を命令できる主体でもなく、そして自分たちが果たす御用は他ならぬ將軍権力の下で命令されるものと、助之丞は位置づけていたのであろう。

同時期以降、表2を見る限り、幕府役人による臨時の島内巡見等を除いては、定期的な豊後目付渡海と承応三年（一六五四）以降の長崎奉行渡海に固定化していく動向が窺える。その内、まず豊後目付の渡海について、元和九年（一六二二）越前北庄城主松平忠直が豊後府内藩に配流されるにあたり、その監視役として目付が同所まで派遣され、この目付渡海の際は幕府の船舶が用いられるが、塩飽水主が同船に乗船して従事することになる。その後、慶安三年（一六五〇）松平忠直死去に伴い豊後目付渡海は一時中断され、万治期の府内藩主交代による派遣を最後に、歴史的役割を終えることになる。

次に長崎奉行渡海について、承応三年長崎奉行が小倉まで渡海の際、塩飽水主が徴発され、近世を通じて恒常化される。表2をみても、一七世紀後期以降塩飽の役儀の大半を占めている。この後宝永二年（一七〇五）に幕府から西国諸藩の水主を徴発する方針となり、塩飽に対する役儀が一時御免とされるが、塩飽の嘆願があり、一年に銀四貫六〇〇目を幕府に上納することで、役儀達成の代替とする事例からも分かるように、仮に幕府にとつて不要であったとしても、代銀納として関係を維持しているのである。さらに享保五年（一七二〇）、中断していた長崎奉行渡海役は再び塩飽に仰せ付けられるが、新たに朝鮮通信使来聘における川船役を担わされることとなり、これを勤めた年度の長崎奉行渡海役は二重賦課のため免除される。⁽⁵⁵⁾この長崎奉行渡海に関する賦課の性格がわかるものとして、元禄期の史料であるが、次に掲げる。

【史料10】⁽⁵⁶⁾一 麒麟丸 五拾〔^(破損)〕

水取船八挺立

一大龍丸 五拾八挺立

水取船八挺立

一千秋丸 五拾弍〔^(破損)〕

水取船六挺立

御関船・水取船三艘共

加子数合百九拾人

右者永井讚岐守長崎江被相〔^(破損)〕御関船三艘御借被成候、以上(元禄一五年) 八月廿八日 小濱民部〔^(大坂船手小浜広徳)〕小野朝丞殿〔^(大坂代官小野朝之丞)〕

賦課を指示する大坂船手が当時の塩飽支配である大坂代官に宛てて、渡海に用いる幕府所有の船舶と、それに乗船する水主数を伝えており、これが年寄吉田家の文書群に残っていることから、その後代官が塩飽年寄へ達したのである。史料からは、既に大坂船手より水主数が定められていることがうかがえる。

以上から恒常的な塩飽の役儀とは、この長崎奉行渡海に関するものと判断してよく、同役儀の達成が塩飽水主による知行を正当化する根拠となっていく。また、城米輸送に本格的に従事していく延宝期まで塩飽が大坂船手支配となっているのは(表1)、長崎奉行渡海役の関係に基づくものと考えられ、後世塩飽自身が領主支配に関する伺いへの返

答に「塩飽嶋者加子役相勤申場所ニ而御座候得者、御船手支配ニ相成候様ニ承傳申候⁵⁷⁾」と述べていることからも取
 できる。

こうして寛永後期を画期として、御用が固定化・定期化していくこととなり、承応以降は事実上長崎奉行渡海役に
 一本化することになる。そして、代銀納や二重賦課の文脈から、塩飽の役賦課と知行の対応関係はこの役儀の恒常化
 により成立してくるといえるのであり、そのような意味で、それ以前の海上御用とは決定的に性格が異なる。

視点を年寄や支配に移すと、助之丞は正保二年（一六四五）の国絵図書上に関する書状の宛所を最後に姿を消し、⁵⁸⁾
 表3の元史料である万治二年（一六五九）の目録書上に後代とみられる宮本権右衛門（後に助之丞の名跡を継ぐ）が
 登場する。そして小堀が正保四年に死去した後、大坂町奉行・同船手が新たに塩飽の支配となり、この体制下で、年
 寄四人制が明文化され、支配―年寄関係が機構的に整備されていく。

おわりに

塩飽では近世初頭より、御用従事を媒介として年寄家と幕府権力の人的関係が形成され、それに基づき、共同統治
 の根柢たる朱印状が発給された。幕府権力による鉄や鉛等の輸送・集荷機能といった不定期・不定量の御用は、塩飽
 においては支配―年寄という関係が核となり達成された。同機能を担っていた小堀政一は、国奉行・郡代として広域
 支配を担い、その個人的力量に基づき、時々の多様な職務に塩飽水主・船舶を動員したため、その実数は小堀からは
 明示されず、塩飽年寄の差配を前提としていた。これは島内における前代からの年寄の政治的・経済的実力を前提に
 したものと考えられ、幕府権力は彼らを通じて御用を円滑に達成し、同時に年寄は同権力と結び付くことで、島内全

体もしくは年寄家の利害を確保した。以上から、近世前期において広域支配を担う存在による海上御用の達成過程において、こうした中央権力とも関係を持つ土豪的存在が不可欠な役割を果たし、故に幕藩体制の構築において矛盾を発生させるものであり、そのような意味では過渡的な仕組みであったといえる。

そうした状況から寛永一〇年代に至り、御用の過重賦課も相俟って、以後「役」として固定化されていく。この段階において、最早塩飽水主は幕府権力が無前提に動員できる水主集団ではなく、その知行と役儀が相応に紐付けられた。それと同時に塩飽支配にも変化がみられる。小堀が死去の後、大坂町奉行・船手といった幕府機関が支配を担当することになり、「人」から「職」へという動向が読み取れる。塩飽の知行は第二章でも触れたが、慶安三年（一六五〇）四月に家光の朱印状を申請するも却下され、前代までの朱印状が有効であることを追認する勘定奉行奉書が発給されるに留まり、以後塩飽の歴史において將軍朱印状が発給されることはなかった。そして人的関係に基づいて幕府権力中枢とのパイプ役を果たした初代宮本伝太夫・助之丞父子といった存在も後代には登場せず、役儀達成のために大坂船手等の幕府機関と調整することはあれ、それは既に定められた水主・船舶数に応じて四人の年寄が共同であたる性格のものであった。こうして機構的支配の下で役賦課がなされ、塩飽の負担は固定化し、それに伴い年寄の実権も限定的となる。

かつて朝尾直弘は、在地小領主の支配を解体し、小農を基礎とした村落を権力の末端機構として秩序づけた段階によって、広域支配を担う「郡代」の歴史的役割の終焉を見通した。⁽⁶⁰⁾その後「郡代」の職務を受け継ぐ幕府機構の研究が深められる一方で、この点はあまり顧みられていないが、本稿でみたように、在地権力の温存のみならず、人的関係を背景とした彼らの中央への影響力を解消するためには、多様な「御用」から固定的な「役」に変容させていくところが必要であり、一方で彼ら自身も在地に転嫁された矛盾を止揚するために、その変容を望む側面もあった。こ

うした背景の下で、近世前期とは異なった、機構に基づく新たな支配体制の構築が、中央と在地の両面から要請されたのではないか。後世の広域支配機構との相違点や幕藩体制確立の過渡期を考える上でも、改めて朝尾の論点は重要であろう。

従来より知られる寛文末期廻船・西廻海運整備以降、城米輸送における塩飽船の活躍は、そのような役体系や「直属性」の論理とは本来的に異なる。簡略に述べれば、城米輸送は「支配」である大坂代官の下で他廻船と競合で運賃吟味がなされ、最安値の廻船が選択される「請負」方式によって実施されていた。⁽⁶¹⁾塩飽が長崎奉行渡海役を担い、また城米輸送高が年度によって不定量である以上、役賦課として城米船の徴発を位置づけることはできなかったであろう。こうして米穀・木材等の御用荷物輸送は、廻船問屋等を通じた「請負」制により、この部門における塩飽船は、運賃払による雇用関係を基本として、その業務に従事していくことになる。

表 1 由緒書による塩飽島支配の変遷 (元禄初期まで)

在位年	支配人	備考
天正15～20年カ	寺沢越中守広政	
天正20カ～慶長2年カ	寺沢志摩守正成	
慶長2カ～5年カ	石川紀伊守光元	
慶長5年カ～?	小笠原越中守正吉	
?～慶長9年カ	小堀新助正次	
慶長9カ～正保4年カ	小堀遠江守政一	郡代
慶安1～寛文5年	曾我丹波守古佑	大坂町奉行、後曾我近佑
	松平隼人正重綱	大坂町奉行、後石丸石見守定次
	小浜民部嘉隆	大坂船手、後大橋与三右衛門
	高林又兵衛	大坂船手
	森川六左衛門	大坂船手
寛文5～延宝5年	石丸石見守定次	大坂町奉行
	水野甚五左衛門	大坂船手
延宝6年	須田与左衛門	大坂船手
	松村吉左衛門	大坂代官
延宝6～天和3年		大坂代官
天和3～元禄7年	万年長十郎	大坂代官

「塩飽島漁業記録」(長沼文庫、九州大学付属図書館記録資料館所蔵)より作成

表2 塩飽の御用（寛文初期まで）

年	内 容
天正14～15年	九州川内の陣において大坂より兵糧・御馬・竹木その他御用の道具塩飽船に積み廻し、船水主痛陣まで詰る
天正15年11月15日	塩飽島屋敷高90石、田高23石、畑高1030石検地
天正16～17年	寺沢志摩守支配にて豊臣秀吉への年貢納を年寄宮本傳太夫・吉田彦右衛門・入江四郎左衛門・真木又左衛門に仰せつけられる
天正18年2月	塩飽年寄宮本伝太夫、聚楽御殿に備後表1000枚献上、塩飽島朱印状拝領
天正18年3月1日	小田原の陣の兵糧米、船20艘に積み込み送り届け
文禄1年2月	高麗出陣の際、御召船京極丸を預けられ、名護屋まで御供、その際諸国の船改を仰せつけられ奉公、他塩飽島の船数100艘程で和泉、淡路の蔵米積み廻し
文禄1年7月	朝鮮出兵における海上輸送の働きにより、塩飽による摂州西宮から長州赤間関に至る海辺・島々の魚租の受納が浅野長政発給の朱印状により認められる
慶長初期	小堀新助代官の時、伏見御普請入用のため、備中連嶋の米・材木・鉄を大坂へ積廻
慶長5年	関ヶ原から大坂へ討入の際、宮本傳太夫等が天津まで罷り出、瀬田橋詰にて家康軍に従う、9月25日に大坂西の丸に入り、一番願い上げ、28日に小笠原越中守肝煎にて本多弥八郎の取次で朱印頂戴、この時宮本傳太夫は船奉行辻甚左衛門下手として大坂木津川口の番を勤める
元和1年	大坂の陣において備中国より粟まで兵糧を積み廻し
元和8年	江戸城普請において粟より瓦出船20艘にて積み廻し
元和9年～	松平忠直が豊後府内に配流されて以降、1年に2度水主200人程、御馬船2艘出す
寛永1年	江戸城西の丸普請において材木船13艘にて積み廻し
寛永7年	大坂蔵米970石9升4合2タを塩飽船4艘水主41人で江戸へ積廻す、扶持方米49石2斗は大坂蔵より給付
寛永9年	肥后加藤忠広改易による水野勝成が筑前黒崎へ下向の際、塩飽船56艘水主653人出す、扶持米195石9斗下される、船14艘は難風に遭い破損
寛永10年	河州石川郡、小豆島、備中国の年貢米1952石3升6合塩飽船7艘水主75人出す、扶持米は95石9斗

寛永11年	伊予松山へ上使下りの際、塩飽船7艘水主40人出す、扶持米4石大坂蔵より下さる
	豊後府内へ上使小笠原忠知下りの際、塩飽船10艘水主110人出す、扶持米7石5斗大坂蔵より下さる
寛永15～16年	豊後府内へ上使水野河内守下りの際、塩飽船2艘水主28人出す、扶持米7石5斗6升大坂蔵より下さる
	船3万貫塩飽船5艘水主52人で江戸へ積廻す、扶持米62石4斗大坂蔵より下さる
寛永17年	高原の陣、塩飽船悉く大坂へ召し上げ、松平伊豆・戸田氏鉄の武器具を船50艘水主538人で御用に立つ、扶持米は314石6斗4升大坂蔵より下さる
	小浜民部預かりの荷船3艘大坂より江戸まで御用米廻しの役水主
寛永18年	讃岐高松仕置として青山幸成、伊丹康勝下向の際、役水主300人大坂より讃岐まで勤め、扶持米は30日分合計90石
寛永19年	目付嶋野弥左衛門、川口茂右衛門豊後へ下向の際、水主210人、馬船2艘出す、扶持米は39石
慶安1年	小浜民部巡見のため塩飽に下向の際、水主41人出す、扶持米9石8斗4升
	目付豊後へ下向の際、小倉まで水主194人出す、扶持米58石2斗
慶安3年	目付豊後へ下向の際、小倉まで水主224人出す、扶持米61石2斗
	目付豊後へ下向の際、小倉まで水主214人出す、扶持米67石2斗
承応3年	小川藤左衛門豊後へ訪問の際、役水主65人出す、扶持米6石8斗
	目付豊後へ訪問の際、水主204人出す、扶持米2石7斗
明暦2年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主120人出す、扶持米36石
	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主114人出す、扶持米34石2斗
明暦2年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主118人出す、扶持米35石4斗
	目付豊後まで下向の際、水主282人出す、扶持米87石3斗

明暦3年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主114人出す、扶持米34石2斗	
	目付豊後まで下向の際、水主208人出す、扶持米63石9斗	
万治1年	目付豊後まで下向の際、水主279人出す、扶持米83石7斗	
	目付豊後まで下向の際、水主266人出す、扶持米79石8斗	
万治2年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主114人出す、扶持米34石	
寛文1年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主116人出す、扶持米34石8斗	
寛文2年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主114人出す、扶持米34石	
寛文3年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主116人出す、扶持米36石9斗	
寛文4年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主124人出す、扶持米37石2斗	
寛文5年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主128人出す、扶持米36石6斗	
寛文6年	長崎奉行長崎まで下向の際、小倉まで水主180人出す、扶持米54石	

「塩飽島漁業記録」(長沼文庫、九州大学付属図書館記録資料館所蔵)より作成

表3 万治2年塩飽年寄家古書物目録

No	年代	内容	差出	宛所
1	天正15年12月16日	島中はつは(発馬カ)公役の事	寺沢越中守(広政) 喜右衛門	—
2	天正16年2月2日	諸役御免の事	寺沢越中守(広政)	浦中
3	天正16年4月29日	職人作領付の事	寺沢越中守(広政) 下代大突 喜右衛門	—
4	天正19年11月8日	御船柱の事	寺沢越中守(広政)	宮本伝太夫
5	(天正15～20年カ) 2月23日	船御用につき	寺沢越中守(広政)	宮本伝太夫

6	(天正15～20年カ) 5月23日	公事人の事	寺沢越中守 (広政)	宮本伝太夫
7	(天正15～20年カ) 5月17日	御料埋下されること、但し年寄の名書付越すべしとの文言あり	寺沢越中守 (広政)	宮本伝太夫
8	(文禄2～慶長2年カ) 2月22日	船御用につき、但し船滞りにつきしかり(此り)の文言あり	寺沢忠次郎 (正成)	しわく七島惣中
9	(文禄2～慶長2年カ) 4月6日	名護屋へ船御用につき	寺沢忠次郎 (正成)	しわく浦中
10	慶長2年10月6日	鯨の御用	石川紀伊守 (光元)	おわり(尾張)七右衛門、同清右衛門、しわく伝太夫
11	(慶長2～慶長4年カ) 10月13日	書物	石川紀伊守 (光元) 下代杉村利右衛門	宮本伝太夫、吉田彦右衛門、入江四郎左衛門
12	慶長6年7月26日	銀子御用立につき、御手形ならびに御状もあり(慶長丁銀鑄造カ)	小笠原越中守 (正吉)	宮本伝太夫、吉田彦右衛門、入江四郎左衛門
13	慶長7年7月21日	西与三右衛門と申す者の地子の事	小笠原越中守 (正吉)	宮本伝太夫
14	慶長13年6月	高配分の事	小堀遠江守 (政一) 下代山脇九郎右衛門	宮本伝太夫、吉田彦右衛門、入江四郎左衛門
15	(慶長13年カ)	配分書嶋中庄屋連判物	—	—
16	(元和9年カ) 9月28日	石場につき	小堀遠江守 (政一)	宮本道意、吉田彦右衛門
17	(寛永1～4年カ)	音物の返札状、家老中よりの状もあり	稲葉丹後守 (正勝)	宮本伝太夫
18	(寛永7年カ) 2月15日	甚右衛門(宮本助之丞) 江戸へ相詰の際の御用状	小堀遠江守 (政一)	年寄中
19	寛永9年	先年助之丞と嶋中の出入の仰出の事	小堀遠江守 (政一)	—

九州大学附属図書館記録資料館所蔵長沼文庫内「塩飽漁業記録」中の「古書物覚」より作成

※()内の年次比定については「吉田家文書」、「塩飽人名共有文書」(それぞれ香川県立文書館紙焼き史料より)、真木信夫「瀬戸内海に於ける塩飽海賊史」(教材研究社、1934)、寺沢光世「秀吉の側近六人衆と石川光重」(『日本歴史』586、1997)、橋詰茂「塩飽(坂出市域)に残る大坂城石垣石丁場について」(『坂出市史研究』5、2018)を参照とした

註・参考文献

- (1) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」〔『歴史学研究』四三二、一九七六、後〕『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇)に収録。
- (2) 朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造」(御茶の水書房、一九六七、後)『朝尾直弘著作集』第一卷(岩波書店、二〇〇三)に収録。
- (3) 藪田貫「摂河支配国論」(脇田修編)『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇、後藪田貫『近世大坂地域の史的研究』(清文堂出版、二〇〇五)に収録。
- (4) 高木昭作「幕藩初期の身分と国役」〔『歴史学研究』一九七六年度歴史学研究会大会報告別冊〕、一九七六、後『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇)に収録。
- (5) 村田路人「近世広域支配の研究」大阪大学出版会、一九九五。
- (6) 前掲註(3)藪田および藤田恒春「近世前期上方支配の構造」〔『日本史研究』三七九、一九九四〕。
- (7) 真木信夫「瀬戸内海に於ける塩飽海賊史」(教材研究社、一九三四)。
- (8) 五味克夫「讃州塩飽島の人名制と漁業制」〔『鹿児島大学文理学部文科報告』九、一九六〇〕。
- (9) 柚木学「幕藩体制の確立と廻米体制―塩飽廻船をめぐる問題―」〔『経済学論究』二六卷二号、一九七二、後〕『近世海運史の研究』(法政大学出版局、一九七九)に収録。
- (10) 上村雅洋「近世日本海運史の研究」(吉川弘文館、一九九四)。
- (11) 古田眞吉「中・近世瀬戸内海における塩飽廻船の展開」〔『六甲台論集 経済学編』四八(二)、二〇〇一〕。
- (12) 人見彰彦「小堀遠州」(山陽新聞社、一九八六)。
- (13) 吉田洋子「大坂船手の職務と組織」〔『大阪の歴史』七三、二〇〇九〕。
- (14) 橋詰茂「塩飽(坂出市域)に残る大坂城石垣石丁場について」〔『坂出市史研究』五、二〇一八〕、同「東瀬戸内海島嶼部における大坂城築城後の石の搬出―小豆島を事例として―」(橋詰茂編)『戦国・近世初期 西と東の地域社会』(岩田書院、二〇一九)。

- (15) 前掲註(7)真木。
- (16) 『新編丸亀市史2 近世編』(一九九四)。
- (17) 前掲註(7)真木。
- (18) 寺沢光世「秀吉の側近六人衆と石川光重」(『日本歴史』五八六、一九九七)。
- (19) 「大友家文書録 第九二番文書」(田北学編『編年大友史料』第二八、私家版)。
- (20) 『戦国人名辞典』(新人物往来社、一九八七)。
- (21) 「塩飽島漁業記録」(長沼文庫、九州大学付属図書館記録資料館所蔵)。
- (22) 小川雄「徳川家奉行人小笠原正吉について」(『戦国史研究』五三、二〇〇七)。
- (23) 前掲註(21)「塩飽島漁業記録」。
- (24) 前掲註(19)「大友家文書録 第九二番文書」。
- (25) 前掲註(7)真木。
- (26) 前掲註(7)真木。
- (27) 吉田家文書は香川県立文書館所蔵紙焼き資料により確認した。
- (28) 「覚」(吉田家文書)。
- (29) 前掲註(1)高木。
- (30) 小堀の知行所内で寺社領の引き渡しや現地で「代官」を勤めていた人物とされている(前掲註(12)人見)。
- (31) 小堀の下で年貢の目録作成に携わっていた人物であることが明らかにされている(前掲註(12)人見)。
- (32) 前掲註(7)真木、前掲註(9)柚木、前掲註(10)上村等。
- (33) 前掲註(8)五味。
- (34) 塩飽本島所在の宮本家の墓石より。
- (35) 「塩飽嶋船方之者共訴状返答」(塩飽人名共有文書、香川県立文書館所蔵紙焼き資料により確認)。
- (36) 前掲註(21)「塩飽島漁業記録」。

- (37) 藤井讓治編『近世前期主要人物の居所と行動』(京都大学人文科学研究所、一九九四)。
- (38) 前掲註(21)「塩飽島漁業記録」。
- (39) 前掲註(21)「塩飽島漁業記録」。
- (40) 前掲註(37)藤井。
- (41) 「稲葉正勝書状」(吉田家文書)。
- (42) 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』(思文閣、二〇〇八)。
- (43) 前掲註(8)五味。
- (44) 「指上申書付控」(塩飽人名共有文書)。
- (45) 「訴状」(吉田家文書)。
- (46) 前掲註(7)真木。
- (47) 前掲註(10)上村。
- (48) 前掲註(44)「指上申書付控」。
- (49) 「八月二十八日書状」(吉田家文書)。
- (50) 前掲註(1)高木。
- (51) 「九月四日書状」(吉田家文書)。
- (52) 「十一月廿一日書状」(吉田家文書)。
- (53) 「三七 小堀政一書状」(佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書『思文閣出版、一九九六)。なお『岡山県史』第二六卷(一九八三)収録の「岸本家文書」中の切手によれば、塩飽船が小堀の下で恒常的に船舶を提供し、水主米支給を受けていたことが確認できる。
- (54) 「塩飽島漁業記録」。
- (55) 「塩飽嶋船方之者共訴状返答」(丸亀市塩飽勤番所文書、香川県立文書館所蔵紙焼き資料による)。
- (56) 「朝丞御支配節長崎役加子御関船書」(吉田家文書)。

- (57) 「塩飽寫ヲ松平讀岐守様御預り地ニ被成度由御書付」(丸亀市塩飽勤番所文書)。
 - (58) 「七月十一日書状」(吉田家文書)。
 - (59) 前掲註(7)真木。
 - (60) 前掲註(2)朝尾。
 - (61) 拙稿「近世幕府海運体制の特質と諸問題―城米輸送を対象として―」『ヒストリア』二九五、二〇二二)。
- 〈付記〉本稿はJSPS科研費(1911556)による研究成果の一部である。

(博士後期課程学生)

SUMMARY

The implementation process of shipping orders by the shogunate
 in Japanese early modern:
 Considering “Kobori Masakazu” and “Toshiyori”
 in “Shiwaku” islands located in “Sanuki” province relationship

Futa ITOGAWA

This paper examined the implementation process of shipping orders by the shogunate in Japanese early modern period first half of the 17th century. By past studies, the shogunate picked up a large amount of goods such as irons or leads by “Kunibugyo” or “Gundai” who be appointed general’s entourage. Thereby, it is understood that the shogunate power is isolated compared to other “Daimyo”. But it is not very clear how shogunate officials such as “Kunibugyo” collected so many ships to carry goods. Therefore, this paper is targeting ship owner leader called “Toshiyori” in “Shiwaku” islands located in “Sanuki” province. They provided ships to carry lots of goods by “Kobori Masakazu” who dominated “Shiwaku” islands and be appointed “Kunibugyo” or “Gundai” by the shogunate.

As what was found as results of this examination, Firstly, “Toshiyori” established personal relationships with shogunate officials and they got a certificate to co-rule the islands by this relationships, and instead of that treatment, they engaged shipping orders for the shogunate under “Kobori’s” commands.

Second, “Kobori’s” commands were no indication of a specific number of ships. Therefore, “Toshiyori” had to collect ships on their own terms. Thereby, the complaints of the islanders turned against them. On the other hand, Shipping orders under “Kobori’s” commands were achieved by relying on their influence.

Third, by the 1640s, “Toshiyori” demanded shogunate officials to give proportional orders. Thereby, the orders engaged by them were fixed after that. As a result, The relationship of “Toshiyori” (or “Shiwaku” islanders) and the shogunate changed bureaucracy instead of personal.